

医学部医学科試験並びに履修等に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、岡山大学医学部規程第23条に基づき岡山大学医学部医学科(以下「医学科」という。)における教養教育科目及び専門教育科目の試験、履修並びに進級等に関する事項について定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法等)

第2条 医学科における授業科目、単位数、時間数、開講期及び履修方法等は、別表1及び別表2のとおりとする。

(教養教育科目の試験)

第3条 教養教育科目の試験は、岡山大学教育開発センターの定めるところによる。

(専門教育科目の試験)

第4条 専門教育科目の試験は、以下の定めるところにより行う。

(試験の区分)

第5条 専門教育科目の試験は、本試験、再試験、追試験とし、各授業科目の担当教員がこれを行う。

(試験の時期)

第6条 専門教育科目の試験実施の時期は、別表3のとおりとする。

(本試験)

第7条 学生は、各授業科目につき総時数の3分の2以上出席しなければ本試験を受けることができない。

(再試験)

第8条 本試験に不合格となった者は、別表3に示すとおりなお1回再試験を受けることができる。(内科総論、外科総論、臨床放射線総論及び臨床検査総論については、履修した翌年度に進級した者に限る。)

(追試験)

第9条 病気その他止むを得ない事情により受験を延期しようとする者は、医師の診断書若しくは理由書を添えて、原則として試験実施前に医学科長に願い出て許可を得なければならない。

2 本試験の延期を許可された者は、再試験実施前までに当該科目の追試験を受けることができる。

3 再試験の延期を許可された者は、再試験を実施した学期中(学期末に実施した再試験については次学期中)に追試験を受けることができる。

(不合格者の扱い)

第10条 第8条及び第9条第3項の試験に不合格となった者は、原則として次年度以降でなければ受験できない。

(成績の判定)

第11条 成績の評価は、岡山大学学則による。

第12条 再試験の成績は担当教員において減点する。合格基準に達した場合、一律60点とする。

(第2学年への進級)

第13条 第2学年に進級できる者は、第2条別表1及び別表2に掲げる第1学年に相当された教養教育科目のうち16単位、専門基礎科目のうち9.8単位を修得した者とする。

(第3学年への進級)

第14条 第3学年に進級できる者は、第2条別表1及び別表2に掲げる卒業に必要な教養教育科目及び専門教育科目の単位のうちから第1学年及び第2学年に相当された科目の単位を修得した者とする。

2 前項の条件を満たさない場合は、第2学年に留まり、2年次配当の全科目（実習・演習は除く）を必ず再受講することとする。

なお、試験受験科目は、不合格科目のみとする。

3 前項の規定にかかわらず、第2年次に編入した者の進級要件は、別に定める。

(第4学年への進級)

第15条 第4学年に進級できる者は、卒業に必要な教養教育科目の単位及び2年次と3年次に相当された必修の専門教育科目の全ての単位（地域医療体験実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び総論科目（内科総論、外科総論、臨床放射線総論及び臨床検査総論）を除く）を修得した者とする。

上記条件を満たさない場合は、第3学年に留まり、教務委員長の指定する科目を必ず再受講することとする。

なお、試験受験科目は、不合格科目のみとする。

(第5学年への進級)

第16条 第5学年に進級できる者は、社会医学系3科目（衛生学、公衆衛生学及び法医学）を除く4年次以前に相当された全ての専門科目（選択必修科目については卒業に必要な単位分の科目を含む）の試験並びに次項に掲げる全国共用試験（CBT、OSCE）に合格した者とする。

なお、総論及び臓器・系別統合講義試験において、不合格科目のあった者は、翌年度も第4年次にとどまり、教務委員会委員長の指定する科目を再受講、再受験しなければならない。第5学年に進級できなかった場合、当該年度に受験した全国共用試験（CBT、OSCE）の成績は無効となる。

また、全国共用試験（CBT、OSCE）に不合格になった者は、教務委員会委員長の指定する科目を必ず受講することとする。

2 臨床実習開始前に必要な知識・技能・態度を評価する試験として、全国共用試験（CBT、OSCE）の受験を課す。合格基準は、全国の標準を参考にして本学で定める。

(第5学年から6学年への臨床実習履修)

第17条 第5学年までに行うべき基本臨床実習を3診療科以上終了していない場合は、第5学年に留まり、教務委員会委員長が指定する科において実習を実施することとする。ただし、終了していない診療科の実習期間の合計が6週間を超える場合についても同等に扱う。また、5年次OSCEの未受験者についても同等に扱う。

(退学の勧告)

第18条 病気その他やむを得ない事由もなく、第13条から第17条の規定により同一学年での在学期間が3年を越える者には、退学を勧告する。

(卒業)

第19条 卒業の判定は、医学科の教育課程を6年以上履修した者について、第2条別表1

及び別表2に掲げる導入教育科目、知的理解科目、実践知・感性科目、汎用的技能と健康科目、言語科目、高年次教養科目、専門基礎科目及び専門科目の修得単位並びに全国共用試験（CBT、OSCE）、卒業試験の結果に基づき、医学科会議の議を経て行う。

（卒業及び進級の認定の時期）

第20条 卒業、進級及び臨床実習出席の可否は原則として学年末に認定する。

附 則

1. この内規は、平成16年4月1日から施行する。
2. 平成15年度以前入学者は、なお、従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成17年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条の規定は、平成14年度入学者から適用する。

附 則

1. この内規は、平成18年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成19年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条の規定は、平成18年度以前の入学者についても適用する。

附 則

1. この内規は、平成20年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第14条及び第15条第1項は、平成20年度以降の第2学年についても適用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の第16条の授業科目名及び別表2及び3の授業科目名及び履修学年は、平成19年度以前の入学者についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成21年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3の授業科目名は、平成20年度以前の入学者についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の第17条は、平成20年度以前の入学者についても適用する。
5. 第2項の規定にかかわらず、改正後の第15条の規定は、平成22年度以降の第3学年について適用する。

附 則

1. この内規は、平成22年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第17条及び第19条は、平成22年度以降の第5学年についても適用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3の授業科目名及び単位数は、平成22年度以降の第2学年から第5学年についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成23年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条は、平成22年度入学生についても適用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3は、平成22年度入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成24年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条は平成24年度以降の第4学年についても適用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3は、平成21年度以降の入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成25年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第15条は平成25年度以降の第3学年についても適用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3は、グローバルスタディズ2（医療系）を除き、平成24年度以前の入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成25年12月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1，別表第2及び別表第3の規定にかかわらず，この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については別に定めるものとする。

附 則

この内規は，平成26年12月16日から施行し，平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この内規は，平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1，別表第2及び別表第3の規定にかかわらず，この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については別に定めるものとする。

附 則

この内規は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1，別表2及び別表3の規定にかかわらず，この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については，別に定めるものとする。

別表1 (教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法等)

科目区分	授業科目	開講期												学生に履修指導をする 単位数及び履修方法			卒業要件 単位			
		1年次				2年次				3年次				必修 単位	選択 必修 単位	履修方法				
		1 学 期	2 学 期	3 学 期	4 学 期	1 学 期	2 学 期	3 学 期	4 学 期	1 学 期	2 学 期	3 学 期	4 学 期							
導入教育	ガイダンス	学部ガイダンス科目												1			1			
		全学ガイダンス科目												1						
	補習教育	高大接続科目															卒業要件外			
知的理解	現代と社会	人文・社会科学系科目												2			31			
	現代と生命	生命科学系科目												2						
	現代と自然	自然科学系科目												2						
実践性・感	実践知	実践・社会連携系科目															31			
	芸術知	芸術系科目																		
汎用的技能と健康	情報教育	情報リテラシー系科目	情報処理入門1(情報機器の操作を含む)	○													1			
			情報処理入門2(情報機器の操作を含む)		○															
			情報処理入門3(情報機器の操作を含む)			○														
		ICT(Information & Communication Technology)系科目		○	○	○	○	○	○	○										
	キャリア教育	キャリア教育・学生支援系科目																		
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学		○	○	○	○	○	○	○										
		スポーツ演習(する・みる・支える)																		
言語	英語	英語コミュニケーション1-1		注1) 参照												0.5			31	
		英語コミュニケーション1-2		注1) 参照												0.5				
		英語コミュニケーション2-1		注1) 参照												0.5				
		英語コミュニケーション2-2		注1) 参照												0.5				
		英語コミュニケーション3-1			○													0.5		
		英語コミュニケーション3-2				○												0.5		
		英語コミュニケーション4-1						○										0.5		
		英語コミュニケーション4-2						○										0.5		
		英語コミュニケーション5-1								○								0.5		
		英語コミュニケーション5-2									○							0.5		
		英語コミュニケーション6-1									○							0.5		
		英語コミュニケーション6-2										○						0.5		
		プレ上級英語		○	○	○	○	○	○	○	○									
		上級英語		○	○	○	○	○	○	○	○									
	英語特別演習1																			
	英語特別演習2																			
	初修外国語	A群	ドイツ語	ドイツ語初級	○	○	○	○												
				ドイツ語中級					○	○	○	○								
			フランス語	フランス語初級	○	○	○	○												
				フランス語中級					○	○	○	○								
			中国語	中国語初級	○	○	○	○												
			中国語中級					○	○	○	○									
		韓国語	韓国語初級	○	○	○	○													
			韓国語中級					○	○	○	○									
B群		ロシア語	ロシア語ベーシック	注2) 参照																
			ロシア語ステップアップ	注2) 参照																
	スペイン語	スペイン語ベーシック	注2) 参照																	
		スペイン語ステップアップ	注2) 参照																	
	イタリア語	イタリア語ベーシック	注2) 参照																	
	イタリア語ステップアップ	注2) 参照																		
日本語	日本語(書くA, 読むA, 聞くA, 話すA, 書くB, 読むB, 聞くB, 話すB)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					留学生のみ		
高年次教養	高年次教養科目														○	○	1.8			
教養教育科目 計																	34.8			

注1) 英語コミュニケーション1-1, 英語コミュニケーション1-2, 英語コミュニケーション2-1, 英語コミュニケーション2-2については, 1年次の1学期から4学期のうち, 各自指定された学期に, 各学期1科目ずつ履修する。

注2) ロシア語, スペイン語, イタリア語については, 全学部生が履修できるとは限らないため, 開講期は示さない。各年度における開講の有無は, 年度の初めに公示する。

岡山大学学生に係る懲戒等に関する規則

〔平成28年2月23日〕
〔岡大規則第1号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山大学（以下「本学」という。）の学生（本学に学籍を有するすべての者をいう。以下同じ。）に係る岡山大学学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）第58条第2項の規定に基づき、学生の懲戒及び教育的指導として行う厳重注意等について、必要な事項を定める。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果、影響等を総合的に検討し、教育的指導の観点から行わなければならない。

(懲戒の種類・効果等)

第3条 学生の懲戒は、処分書を交付して行い、その種類及び効果は、次の各号のとおりとする。

- 一 退学 学生としての身分を失わせること。
 - 二 停学 一定の期間登校を停止させること。
 - 三 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- 2 前項第2号に定める停学は、有期又は無期とし、次のとおりとする。
- 一 有期停学は、確定期限を付す。
 - 二 無期停学は、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定する。

(懲戒の対象となる行為)

第4条 懲戒の対象となる行為は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 本学の秩序を乱し、授業・研究等本学の運営を妨げるような行為を行った場合
- 二 学内外において違法行為を行った場合
- 三 本学が実施する試験において、不正行為を行った場合、不正行為を行おうとした場合又は監督者の注意若しくは指示に従わない場合で特に悪質と判断された場合
- 四 本学の諸規則等に違反する行為を行った場合
- 五 その他学生の本分に反する行為を行った場合

(懲戒処分の量定)

第5条 懲戒処分の量定の決定にあたっては、別表に掲げる懲戒処分標準例を参考に、教育的指導の観点から総合的に判断するものとする。ただし、個別の事案の内容によっては、これによらない場合もあるものとする。

- 2 前項の判断基準は、岡山大学学生の懲戒処分の量定決定に関する内規（平成28年2月23日学長裁定）」による。

(退学・停学の懲戒手続)

第6条 当該学生が所属する学部等の長（以下「学部長」という。）は、当該事実（その

疑いに合理性のあるものを含む。)が退学又は停学に相当すると認めるときは、当該学生に対し直ちに謹慎を命ずるとともに学長にその旨を報告するものとする。

- 2 学部長は、当該学部の教授会の議を経て、当該学生を退学又は停学とすることが相当であると判断したときは、学長に申出るものとする。
- 3 学長は、前項の申出があったときは、教育研究評議会に付議し、その審議結果を参酌して、当該学生の処分等を決定する。
- 4 第1項の謹慎の期間は、停学期間に算入する。

(訓告の懲戒手続)

第7条 学生の懲戒のうち訓告は、全学的な見地から検討を要する場合を除き、学則第58条第1項の規定に基づき、学部長に委任するものとする。

- 2 訓告の決定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。
- 3 学部長が訓告を行おうとする場合は、事前に学長に報告するものとする。

(弁明)

第8条 学部長は、学生の懲戒の申出又は決定を行おうとするときは、教授会の審議に先立ち、当該学生に対して、懲戒の提案がある旨を文書で通知し、相当期間まで文書又は口頭による意見陳述の機会を与えるものとする。

- 2 意見陳述の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由なく意見陳述書を提出しなかった場合又はこれを欠席した場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒審査委員会)

第9条 学長は、全学的な見地から検討を要すると認めたときは、懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、副学長のうち学長が指名した者、関係学部長及び学長が指名した教育研究評議会評議員若干人で組織する。
- 3 委員会は、当該懲戒の適否について審議し、その結果を学長に報告する。
- 4 委員会は、審査にあたり、当該学生に対して、懲戒に対する文書又は口頭による意見陳述の機会を与えるものとする。ただし、意見陳述の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由なく意見陳述書を提出しなかった場合又はこれを欠席した場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 5 学長は、委員会の審査結果を参酌し、必要と認めたときは、学部長に当該懲戒の再検討を指示することができる。

(懲戒の通知等)

第10条 学長又は学部長が懲戒を決定したときは、当該学生に対し、文書により通知する。

- 2 前項の通知は、懲戒の内容及び理由を記載した懲戒処分書を、学部長から当該学生に交付することにより行う。ただし、交付が不可能な場合は、他の適当な方法により通知する。
- 3 懲戒処分の発効日は、当該学生に前項による交付等が行われた日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りではない。

(処分内容の公表)

第11条 学生の懲戒を行ったときは、同種の不正行為等を防止し、学生の規範意識を啓

発する目的で、当該懲戒の内容を、学内への掲示等により公表するものとする。ただし、当該学生の氏名、学生番号その他個人を特定できる情報は公表しない。

(懲戒に関する記録)

第12条 懲戒を行った場合は、当該学生の学籍簿にその内容を記録するものとする。ただし、証明書及び推薦書等にはその内容を記載しない。

(不服申立て)

第13条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日の翌日から起算して14日以内にその証拠となる資料を添えて、文書により学長に不服申立てを行うことができる。

- 2 学長は、必要があると認めた場合は、学部長に再審査を指示し、結果の報告を求めるものとする。
- 3 学長は、前項の報告を教育研究評議会に付議し、その審議結果を参酌して、当該懲戒処分に係る再審査の結果を決定する。
- 4 学長は、再審査の結果（再審査の必要がないと認めた場合は、その旨）を、当該学生に文書により通知するものとする。
- 5 不服申立ては、懲戒処分の効力を妨げない。

(停学中の取扱い)

第14条 停学中の受験及び履修手続きは、次の各号のとおりとする。

- 一 停学中の受験は認めない。
 - 二 停学中の履修手続きは、停学の解除後、学部が定める期間内に行う。
- 2 停学及び謹慎中の学生に対する指導は、当該学部において教育的観点から行うものとする。

(無期停学処分の解除)

第15条 無期停学の解除は、学部長の申出により、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

- 2 学長は無期停学の解除を決定した場合は、当該学生に対し、文書により通知する。
- 3 前項の通知は、学部長から当該学生に交付することにより行う。

(自主退学・休学)

第16条 学長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生から、懲戒等の処分が決定する前に、自ら退学する願い出があったときは、この願い出を許可しないものとする。また、懲戒の審査を開始していない場合であっても、当該事実又はその疑いが懲戒に相当すると認められる場合も同様とする。

- 2 学長又は学部長は、停学中の学生から休学の願い出があったときは、この願い出を許可しないものとする。

(逮捕・勾留時の取扱い)

第17条 学生が逮捕・勾留され、本人に接見することができない場合であっても、本人が罪状を認めていると確認された場合は、懲戒を行うことができる。

2 前項において、本人が罪状を否認している場合であっても、諸般の状況を考慮し慎重に検討した上で、学長が当該学生を懲戒処分にすることが適当であると認めた場合は、懲戒を行うことができる。

(厳重注意)

第18条 学長又は学部長は、社会的規範に照らし、不適切な行為を戒め、規律を保持する必要があると認めるときは、教育的指導として文書又は口頭により厳重注意を行うことができる。

(読替)

第19条 この規則は、大学院学生に関しては、「学則」、「学部長」、「学部」及び「教授会」をそれぞれ「大学院学則」、「研究科長」、「研究科」及び「教授会又は研究科委員会」と読み替えるものとする。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、試験における不正行為の取扱いその他の学生の懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

懲戒処分標準例

区分	懲戒対象行為	該当する懲戒の種類
犯罪行為 （交通事故・違反を除く。）	殺人，強盗，強姦，放火等などの凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	薬物犯罪行為（大麻その他違法薬物，危険ドラッグの使用及び不法所持，売買，仲介等）	退学，停学又は訓告
	わいせつ行為	退学，停学又は訓告
	傷害行為	退学又は停学
	他人を傷害するに至らない暴力行為	停学又は訓告
	窃盗，詐欺，恐喝，住居不法侵入などの犯罪行為	退学，停学又は訓告
	ストーカー行為	退学，停学又は訓告
	コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	退学，停学又は訓告
交通事故・違反	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転，暴走運転など悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が飲酒運転や暴走運転など悪質な場合	退学又は停学
	飲酒運転，暴走運転などの交通法規違反を犯した場合	停学又は訓告
飲酒	飲酒を強要し，死に至らしめた行為	退学又は停学
	飲酒を強要し，急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学，停学又は訓告
	飲酒を強要した行為	停学又は訓告
	未成年者の飲酒の事実を知らず同席していた場合	停学又は訓告
	未成年飲酒を行った場合	停学又は訓告
違法行為により本学の秩序を乱す行為	本学の教育研究，学修環境又は管理運営を著しく妨げる行為	退学，停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為，威嚇，拘禁，拘束等	退学又は停学
	本学が管理する建造物又は器物の破壊，汚損，不法改築等	退学又は停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学，停学又は訓告
	セクシュアル・ハラスメント，アカデミック・ハラスメント，いじめ等のハラスメント行為	退学，停学又は訓告
	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造，改ざん及び盗用	退学，停学又は訓告
	その他違法行為により本学の信用を著しく失墜させる行為	退学，停学又は訓告
試験不正行為	代理（替玉）受験をしたり，させた場合又は特に悪質な不正行為を行った場合	退学又は停学
	不正行為を行った場合	停学
	不正行為を行おうとした場合又は監督者の注意若しくは指示に従わない場合	停学又は訓告

岡山大学医学部医学科専門教育科目における成績評価異議申立に関する要項

〔平成28年2月15日〕
医 学 科 会 議

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学の学生が、当該学生が履修した医学部医学科が開講する専門教育科目（以下「医学科専門教育科目」という。）に係る成績評価に対し異議申立を行う場合の手續について、必要な事項を定めるものとする。

(異議申立事由)

第2条 学生は、当該期の医学科専門教育科目に係る成績評価について、次の各号の一に該当する場合に、医学部長へ異議を申し立てることができる。

- 一 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの
- 二 シラバス又は担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から逸脱した評価であると思われるもの
- 三 その他異議申立を行うにあたり合理的又は客観的な根拠があると思われるもの

(異議申立手續)

第3条 異議を申し立てようとする学生は、医学科専門教育科目の成績評価についての異議申立書（別紙様式1。以下「異議申立書」という。）を学務課教務グループ医学科担当に提出しなければならない。

- 2 異議申立ができる期間は、当該成績評価の開示日から原則として10日以内とする。
- 3 学生からの異議申立があった場合、医学部長は異議申立書の写しを当該授業担当教員に送付する。
- 4 当該授業担当教員は、速やかに、医学科専門教育科目の成績評価についての異議申立に係る回答書（別紙様式2。以下「回答書」という。）により、医学部長へ回答する。
- 5 医学部長は、当該授業担当教員から提出のあった回答書の内容を調査・確認し、必要と認めるときは、当該授業担当教員からさらに詳細な説明を求め、又は成績評価の訂正を求めることができる。
- 6 医学部長は、異議申立書を受理した日から原則として8日以内に、当該異議申立の結果を文書により学生へ回答するものとする。

附 則

この要項は、平成28年2月15日から施行し、平成28年度開講科目の成績評価から適用する。

※別紙様式1、2は省略

学生の通学が困難となる事由が発生した場合における 授業等の取扱いについて

〔平成21年9月16日〕
学 長 裁 定
改正 平成22年 1月27日
平成22年10月 5日
平成23年 2月16日
平成23年 3月15日
平成23年 3月31日
平成23年11月 1日
平成23年12月 6日
平成24年 4月24日
平成25年11月 5日
平成28年 2月16日

岡山大学（以下「本学」という。）の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）及び課外活動（以下「授業等」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

（定義）

第1 この取扱いにおける次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 休講 授業を取りやめることをいう。
- 二 公欠 一定の条件を満たすことにより、授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。
- 三 準公欠 一定の条件を満たすことにより、前号に準ずる取扱いとする授業の欠席をいう。
- 四 出席停止 学校保健安全法第19条に規定する出席停止をいう。

（特別警報及び気象警報が発表された場合等の取扱い）

第2 特別警報及び気象警報が発表された場合並びに学生が通学に利用する交通機関が運行休止になった場合は休講又は公欠等とし、その取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。

（学生の親族が死亡した場合の取扱い）

第3 学生の親族が死亡した場合で、学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できない場合は公欠とし、その取扱いは、別紙2に定めるとおりとする。

（学生が感染症に罹患した場合等の取扱い）

第4 学生が、感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合は出席停止及び公欠等とし、その取扱いは、別紙3に定めるとおりとする。

（学生が裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合等の取扱い）

第5 学生が、裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合その他証人、参考人等として裁判所その他官公署（以下「官公署」という。）へ出頭する場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙4に定めるとおりとする。

（学生が骨髄移植のために骨髄液等の提供を行う場合等の取扱い）

第6 学生が、骨髄移植のために、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に、骨髄液又は末梢血幹細胞の提供（以下「骨髄液提供等」という。）を行おうとする場合であって、骨髄液提供等に必要な検査及び入院その他手続き（以下「入院等」という。）を行う場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙5に定めるとおりとする。

（学生が災害ボランティア活動に従事する場合の取扱い）

第7 学生が、報酬を得ないで社会に貢献する自発的な活動として、日本国内又は国外において発生した災害に伴うボランティア活動（以下「災害ボランティア活動」という。）に従事する場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙6に定めるとおりとする。

2 準公欠扱いの対象とする災害については、その都度、教育担当理事が決定し、公示する。

（一授業科目当たりの公欠及び準公欠の制限）

第8 一の授業科目について、公欠及び準公欠扱いとすることができる回数は、当該授業科目の授業回数の3分の1を超えることができないものとする。

（雑則）

第9 第2から第8までに定めるもののほか、学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって、学長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては、その都度、学長が定める。

附 則

この取扱いは、平成21年 9月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年10月 5日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 2月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 3月15日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年11月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年12月 6日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成24年 4月24日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成25年11月 5日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成28年 2月16日から施行する。

※別紙4，5，6は省略

気象警報等・交通機関の運休 【休講, 公欠等】

I 本学の所在地（以下「キャンパス」という。）に特別警報及び気象警報（暴風警報，暴風雪警報及び大雪警報に限る。ただし，三朝キャンパスにあっては，大雪警報を除く。以下特別警報とまとめて「気象警報等」という。以下同じ）が発表された場合

1 本学のキャンパスを含む地域に，気象警報等が発表された場合の授業は，次のとおり取り扱う。

一 昼間に開講する授業

イ 気象警報等が，午前6時から午前8時40分（授業開始時刻）までに出ている場合は，全ての授業を休講とする。なお，気象警報等が，午前8時40分までに解除されても，全ての授業は休講とする。

ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は，次の時限以降の全ての授業を休講とする。特別警報が発表された場合は直ちに全ての授業を休講とする。

二 夜間に開講する授業

イ 気象警報等が，午後3時から午後6時（授業開始時刻）までに出ている場合は，全ての授業を休講とする。なお，気象警報等が，午後6時までに解除されても，全ての授業は休講とする。

ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は，次の時限以降の全ての授業を休講とする。特別警報が発表された場合は直ちに全ての授業を休講とする。

2 対象となる気象警報等が発表されている地域

一 岡山市内にある本学の「津島キャンパス」，「鹿田キャンパス」その他キャンパス及び玉野市並びに瀬戸内市にある本学のキャンパスで行われる授業については，岡山地方気象台から発表の「岡山地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」

二 本学の「倉敷キャンパス」で行われる授業については，岡山地方気象台から発表の「倉敷地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」

三 本学の「三朝キャンパス」で行われる授業については，鳥取地方気象台から発表の三朝町を含む地域

四 上記以外の本学のキャンパスで行われる授業については，当該キャンパスの所在地の管轄気象台から発表のその所在地を含む地域

注) 地域区分の内訳は，以下のとおり。

岡山県全域	=	岡山県南部地域及び岡山県北部地域
岡山県南部地域	=	岡山地域，東備地域，倉敷地域，井笠地域及び高梁地域
岡山県北部地域	=	新見地域，真庭地域，津山地域及び勝英地域
岡山地域	=	岡山市，瀬戸内市，玉野市及び吉備中央町（いずれかの市町村に気象警報等が発表された場合を含む。）
倉敷地域	=	倉敷市，総社市及び早島町（いずれかの市町村に気象警報等が発表された場合を含む。）

3 休講の周知方法等

- 一 気象警報等が発表された場合は、速やかに休講の周知を行うものとし、この場合の休講の周知は、G m a i l、学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。なお、授業開始後に気象警報等が出された場合は、学内掲示等により周知するとともに、授業中のものにあつては、授業担当教員を通じて周知するものとする。ただし、国立大学法人岡山大学職員就業規則第2条第1項第1号に規定する一般職員（以下「一般職員」という。）の勤務時間外に気象警報等が発表された場合は、翌勤務日の勤務時間内において、速やかに休講の周知を行うものとする。
- 二 前号にかかわらず、気象警報等の発表が、一般職員の勤務時間外において予想される場合は、G m a i l、学内掲示及び本学ホームページにより、前2項に規定する休講の取扱いについて、あらかじめ周知するものとする。
- 三 気象警報等の発表後は、学生を学内の安全な場所で待機させることができるものとする。

4 課外活動の取扱い

休講措置が取られた場合、課外活動は全て禁止とする。

II 上記 I による休講措置の対象とならない気象警報等が発表されて通学が困難な場合及び通学に利用する交通機関が運行休止になった場合

- 1 休講措置の対象とならない気象警報等（注1）や交通機関の運行休止（注2）により通学が困難な場合は、届出により、出席できなかった授業を公欠扱いとする。

注1 休講措置の対象とならない気象警報等とは…

上記 I の対象となる気象警報等以外の気象警報又は本学のキャンパス地域には気象警報等が出ていないが、学生が居住している地域に気象警報等が出て通学が困難な場合をいう。

注2 交通機関の運行休止とは…

気象現象又は地震により、鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり通学が困難な場合をいう（それ以外の事由による公共交通機関の運行休止を含む。）。

2 公欠の届出

公欠の届出は、後日、別紙様式1「授業公欠届（気象警報等・交通機関の運休）」により、学生が所属する学部・コース、研究科、特別支援教育特別専攻科、養護教諭特別別科の教務担当（以下「学部等の教務担当」という。）へ、交通機関の運行休止を明らかにする書類とともに提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

III 休講及び公欠の授業の取扱い

- 一 休講として取り扱う授業については、後日、原則として補講を行うものとする。
- 二 公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

※別紙様式1は省略

忌引き 【公欠】

- 1 学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事（以下「葬儀等」という。）のため出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。
- 2 公欠となる親族の範囲
 - 一 配偶者
 - 二 1親等（父母，子）
 - 三 2親等（祖父母，兄弟姉妹，孫）
- 3 公欠となる期間

次に掲げる期間とする。なお、葬儀等のため遠隔の地へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。ただし、特別な理由がある場合は、次の第1号から第3号までに定める起算日に関わらず、葬儀等が行われた日を含む次に掲げる期間とすることができる。

 - 一 配偶者の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
 - 二 1親等の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
 - 三 2親等の場合は、死亡した日から起算して連続3日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 4 公欠の届出

公欠の届出は、葬儀等を終えた後、別紙様式2「授業公欠届（忌引き）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、会葬礼状等とともに提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。
- 5 公欠の授業の取扱い

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

※別紙様式2は省略

感染症 【出席停止，公欠等】

I 学生が感染症に罹患した場合

- 1 学生が，次表の感染症に罹患した場合は，医師の診断に基づき，出席停止とする。

種類	病名
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。），鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。），新型インフルエンザ等感染症，指定感染症，新感染症
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。），百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎，風疹，水痘，咽頭結膜熱，結核，髄膜炎菌性髄膜炎

2 出席停止の期間

出席停止の期間は，次表の期間を基準に，医師に治癒したと診断されるまでとし，医師の発行する次の項目が記載された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。

- 一 病名
- 二 罹患期間

感染症の種類	出席停止の期間
第1種	第1種の感染症に罹患した者については，治癒するまで。
第2種	<p>第2種の感染症に罹患した者については，次の期間。ただし，病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは，この限りでない。</p> <p>イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては，発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで。</p> <p>ロ 百日咳にあつては，特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。</p> <p>ハ 麻疹にあつては，解熱した後3日を経過するまで。</p> <p>ニ 流行性耳下腺炎にあつては，耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで。</p> <p>ホ 風疹にあつては，発疹が消失するまで。</p> <p>ヘ 水痘にあつては，すべての発疹が痂皮化するまで。</p> <p>ト 咽頭結膜熱にあつては，主要症状が消退した後2日を経過するまで。</p>

チ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎にあつては、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

3 出席停止となった期間の授業の取扱い

学生が、出席停止となった期間に出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。

4 公欠の届出

公欠の届出は、別紙様式3「授業公欠届（感染症）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、医師の診断書（治癒証明書（コピー可））とともに提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

5 公欠の授業の取扱い

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

II 感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合

1 感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づくものとする。

2 休業となった期間の授業の取扱いは、その都度、学長、教育担当理事及び関係者で協議の上、学長が決定するものとする。

3 休業の周知は、G m a i l，学内掲示，本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。

※別紙様式3は省略

岡山大学医学部医学科の臨床実習教育に関する申合せ

平成27年 9月24日 教務委員会承認

1. この申合せは、岡山大学医学部医学科生（以下「医学科生」という。）の臨床実習教育に関し、必要な事項を定める。
2. 医学科生は、下記の対応を必ず行うものとする。
 - ① 実習中の負傷・疾病及び過失による賠償に対応した保険への加入
 - ② 風疹、麻疹、水痘、ムンプスの4種のワクチン接種
 - ③ B型肝炎ウイルスのワクチン接種なお、①、②に関して、入学時に未対応となっている医学科生は、原則、入学後3ヶ月以内に対応するものとする。また、③に関しては、原則1年次生の間に対応するものとする。
3. 故意又は過失により、4年次の9月末日においてもなお、上記2の対応を行っていない医学科生は、共用試験 CBT、OSCE の受験資格を失うものとする。なお、②、③に関して、アレルギー等、特殊事情がある場合には、この限りではない。
4. 医学科生が病院実習において、SD として相応しくなく、且つ、容認できない以下の行為を行った場合、実習指導医は学生に警告を行い、教務に連絡する。警告が3回に達した場合、当該学生は医学科長、教務委員長との面談を受けることとする。医学科長、教務委員長は、教育的指導を行い、必要に応じて医学部長と協議の上、適宜対応するものとする。
 - ① 指導医の指導にも関わらず無断欠席及び遅刻を繰り返す
 - ② 実習には関係のない患者情報の閲覧
 - ③ 患者情報の管理不足
 - ④ 定期健康診断未受診
 - ⑤ その他、患者に迷惑をかける行為
5. その他、この申合せに依りがたい場合には、教務委員会において審議するものとする。

附 則

この申合せは、平成27年12月 1日から施行する。